



発行 新潟県

第 99 号

令和4年12月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

52 新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則（地域医療政策課）

告 示

- 1300 指定管理者の指定（障害福祉課）
- 1301 指定管理者の指定（文化課）
- 1302 指定管理者の指定（スポーツ課）
- 1303 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1304 まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量（水産課）
- 1305 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1306 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1307 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1308 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 1309 公有水面埋立ての竣功認可（漁港課）
- 1310 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1311 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 1312 道路の区域変更（道路管理課）
- 1313 道路の供用開始（道路管理課）
- 1314 指定管理者の指定（都市整備課）
- 1315 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 1316 新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）

公 告

決算の公表（財政課）

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく令和5年増殖計画（内水面漁場管理委員会）

規 則

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第52号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則（平成21年新潟県規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前							
(予算の執行等に関する権限) 第6条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ部局長、課長又は課長補佐に専決させる。 2 (略)				(予算の執行等に関する権限) 第6条 知事は、知事が別に定める事項を除き、予算の執行等に関する権限を、別表第1に掲げる区分に従い、それぞれ副知事、部局長、課長又は課長補佐に専決させる。 2 (略)							
(建設仮勘定) 第135条 工事に係る経理は、建設仮勘定を設けて整理するものとし、 <u>地域医療政策課長は、工事が完了した事業年度の末日において、工事の直接費に間接費を加算した額を固定資産の勘定に振り替えなければならない。</u>				(建設仮勘定) 第135条 工事に係る経理は、建設仮勘定を設けて整理するものとする。 2 <u>固定資産管理職員は、工事が完了したときは、工事の直接費に間接費を加算した額を地域医療政策課長に対し通知しなければならない。</u>							
(決算事務) 第147条 (略)				(決算事務) 第147条 (略) 2 <u>課長は、決算に必要な資料を作成し、地域医療政策課長に提出しなければならない。</u> 3 <u>前項の資料の様式及び提出の期限は、地域医療政策課長が指定する。</u>							
別表第1 （第6条関係） (1) (略) (2) 支出負担行為専決区分				別表第1 （第6条関係） (1) (略) (2) 支出負担行為専決区分							
		専決区分		副知事		部局長		課長		課長補佐	
費目				費目				費目			
(収益的支出)				(収益的支出)				(収益的支出)			
材料費				材料費				材料費			
経費		厚生福利費		経費		厚生福利費		経費		厚生福利費	
		報償費				報償費				報償費	
		旅費				旅費				旅費	
		消耗品費				消耗品費				消耗品費	
		消耗備品費				消耗備品費				消耗備品費	

	光熱水費	(略)	(略)		光熱水費	(略)	(略)
	燃料費	(略)	(略)		燃料費	(略)	(略)
	食糧費	(略)	(略)		食糧費	(略)	(略)
	修繕費	(略)	(略)		修繕費	(略)	(略)
	保険料	(略)	(略)		保険料	(略)	(略)
	通信運搬費	(略)	(略)		通信運搬費	(略)	(略)
	賃借料	(略)	(略)		賃借料	(略)	(略)
	委託料	1,000万円以上	(略)		委託料	2,000万円以上	1,000万円以上
	交付金	1,000万円以上	(略)		交付金	3,000万円以上	1,000万円以上
	雑費	(略)	(略)		雑費	5,000万円未満	2,000万円未満
減価償却費		(略)	(略)	減価償却費		(略)	(略)
資産減耗費		(略)	(略)	資産減耗費		(略)	(略)
研究研修費		(略)	(略)	研究研修費		(略)	(略)
支払利息及び企業債取扱諸費		(略)	(略)	支払利息及び企業債取扱諸費		(略)	(略)
消費税及び地方消費税		(略)	(略)	消費税及び地方消費税		(略)	(略)
雑損失	10万円以上	(略)	(略)	雑損失		10万円以上	(略)
特別損失	固定資産売却損	2,000万円未満	(略)	特別損失	固定資産売却損	1,000万円以上	1,000万円未満
	固定資産除却費	2,000万円未満	(略)		固定資産除却費	2,000万円未満	1,000万円未満
	減損損失	2,000万円未満	(略)		減損損失	1,000万円	1,000万円

								以上 2,000 万円 未満	未満		
		過年度損 益修正損	300万円以 上	(略)				500万 円以 上	300万 円以 上500 万円 未満	(略)	
		その他特 別損失	300万円以 上	(略)				500万 円以 上	300万 円以 上500 万円 未満	(略)	
	(資本的 支出)										
	用地費		1,000万円 以上	(略)				3,000 万円 以上	1,000 万円 以上	(略)	
									3,000 万円 未満		
	建物費		3億円以上 5億円未満	(略)				4億 円以 上5 億円 未満	3億 円以 上4 億円 未満	(略)	
	器械備品 費		500万円以 上7,000万 円未満	(略)				3,000 万円 以上	500万 円以 上	(略)	
									3,000 万円 未満		
	その他建 設改良費		3億円以上 5億円未満	(略)				4億 円以 上5 億円 未満	3億 円以 上4 億円 未満	(略)	
	建設諸経 費										
		委託料	1,000万円 以上	(略)				2,000 万円 以上	1,000 万円 以上	(略)	
									2,000 万円 未満		
		建設工 事に関 する委 託料	2,000万円 以上	(略)				3,000 万円 以上	2,000 万円 以上	(略)	
									3,000 万円		

	建設利息 その他建設諸経費	(略)	(略)		建設利息 その他建設諸経費	未滿	(略)	(略)
リース債務支払額	500万円以上7,000万円未滿	(略)	(略)	リース債務支払額	3,000万円以上7,000万円未滿	500万円以上3,000万円未滿	(略)	(略)
電話加入権		(略)		電話加入権			(略)	
その他無形固定資産費		(略)		その他無形固定資産費			(略)	
その他投資		(略)		その他投資			(略)	
企業債償還金		(略)		企業債償還金			(略)	
借入金償還金		(略)		借入金償還金			(略)	
その他固定負債償還金		(略)		その他固定負債償還金			(略)	
その他資本的支出 (<u>棚卸資産</u> 購入の支出)		(略)		その他資本的支出 (<u>たな卸資産</u> 購入の支出)			(略)	
医療材料及び給食材料	500万円以上	(略)		医療材料及び給食材料		500万円以上	(略)	
消耗備品		(略)		消耗備品			(略)	
その他貯蔵品		(略)		その他貯蔵品			(略)	
(3) (略)				(3) (略)				
注 (略)				注 (略)				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第1300号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
新潟県あけぼの園
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

長岡市浦字中の坪528番4
 社会福祉法人中越福祉会

- 3 指定の期間
 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定年月日
 令和4年12月26日

◎新潟県告示第1301号

地方自治法（平成22年法律第67条）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。
 令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
 新潟県民会館
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
 新潟市中央区西堀前通六番町894番地1 西堀六番館ビル5階
 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団
- 3 指定の期間
 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定年月日
 令和4年12月26日

◎新潟県告示第1302号

地方自治法（平成22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。
 令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
 新潟県立長岡屋内総合プール
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
 東京都中野区東中野三丁目18番12号
 県立長岡屋内総合プール共同事業体
 構成員：株式会社日本水泳振興会
 株式会社新潟ビルサービス
 一般財団法人新潟県水泳連盟
- 3 指定の期間
 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定年月日
 令和4年12月26日

◎新潟県告示第1303号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	10者	千縄清水田270番1ほか160筆 6.9ha
関川村	1者	下関1921番 0.2ha
新発田市	36者	東新町3丁目255番1ほか289筆 17.1ha
阿賀野市	40者	駒林金淵原4840番1ほか391筆 38.7ha
胎内市	12者	加賀新宮ノ下239番1ほか35筆 14.2ha

聖籠町	7者	蓮潟戸嶋362番2ほか79筆 4.3ha
新潟市	5者	北区新鼻福島潟乙26番372ほか40筆 5.6ha
五泉市	95者	宮野下宮野下2102番1ほか821筆 63.9ha
三条市	24者	井栗割町甲356番ほか260筆 29.1ha
燕市	5者	小古津新本村通1606番1ほか77筆 11.0ha
田上町	1者	吉田新田51番ほか2筆 0.7ha
見附市	1者	葛巻東町355番ほか2筆 1.5ha
上越市	6者	下箱井下川原520番ほか587筆 35.9ha
佐渡市	30者	吾潟大手崎758番1ほか154筆 30.7ha
合計	273者	2,911筆 259.8ha

2 認可年月日

令和4年12月27日

◎新潟県告示第1304号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度（令和5年1月1日から12月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まあじ漁業	現行水準

2 まいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まいわし漁業	現行水準

◎新潟県告示第1305号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

1 漁業権者の名称及び住所

大川漁業協同組合（村上市温出472-28）

2 漁業権の免許番号

内共第1号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前
第1条～第6条（略） （遊漁料の額及び納付方法） 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項	第1条～第6条（略） （遊漁料の額及び納付方法） 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項

ただし書に規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

竿釣又はかに籠による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)
あゆ	竿釣(ただし、あゆの餌釣りは禁止)	1日 1,600円 (700円)
		1年 6,000円 (700円)
うぐい いわな やまめ	竿釣	1日 1,000円 (700円)
		1年 3,000円 (700円)
もくずがに	かに籠	1年 2,000円 (700円)

*遊漁料の欄の()書き内の額は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの加算額。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 大川漁業協同組合 村上市温出472-28
- (2) 組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第3号によるものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第10条～第11条 (略)

ただし書に規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

竿釣又はかに籠による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣(ただし、あゆの餌釣りは禁止)	1日 1,600円 (700円)
		1年 6,000円 (700円)
うぐい いわな やまめ	竿釣	1日 1,000円 (700円)
		1年 3,000円 (700円)
もくずがに	かに籠	1年 2,000円 (700円)

*遊漁料の欄の()書き内の額は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの加算額。

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 大川漁業協同組合 村上市温出472-28

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第10条～第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表

ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第4号のとおりとする。

別記様式第1号 (略)

ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)
別記様式第3号

 FISH PASS	○○○大川漁業協同組合 大川漁協 遊漁承認証
	○○○券 ○○○ 竿釣 有効期限 ○○○○年 ○○月○○日
■ご購入遊漁券情報 ご注文番号 ○○○ 商品コード ○○○ 商品名 大川漁協 遊漁承認証 ○○○券 ○○○ 竿釣 有効期限 ○/○/○~○/○/○ 金額 ¥○○○	
■ご購入者様情報 ○○○様 郵便番号 ○○○-○○○ 住所 ○○○県○○○市○○○ メールアドレス ○○○@○○○	
無断複製を固く禁じます。	

別記様式第2号 (略)

別記様式第4号

県内共通遊漁承認証
表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな			
遊漁料	漁具漁法	竿 釣	
遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 @ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

別記様式第3号

県内共通遊漁承認証
表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 且 ~ 至 且			
魚 種 いwana・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな			
遊漁料	漁具漁法	竿 釣	
遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
12,000円 (税抜)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 @ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川（内共第18号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	

承認期間 自 _____ 至 _____

魚種 こい・ふな

遊漁料 漁具漁法 竿釣

遊漁区域 県下一円（但し裏面記載の区域を除く）

発行者 新潟市中央区南万代町13-3
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤

この券はこい・ふなに限ります。(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証ではアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川（内共第18号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川（内共第18号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	

承認期間 自 至

魚種 こい・ふな

遊漁料 5,500円 漁具漁法 竿釣

遊漁区域 県下一円（但し裏面記載の区域を除く）

発行者 新潟市中央区南万代町13-3
新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤

この券はこい・ふなに限ります。(025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証ではアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川（内共第18号妙高市兼保橋上流端から上流水沢川まで）及び只見川（内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム）で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1306号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
大川漁業協同組合（村上市温出472-28）
- 2 漁業権の免許番号
内共第2号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前																						
<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（遊漁料の額及び納付方法）</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">魚種</th> <th style="width: 35%;">漁具・漁法</th> <th style="width: 50%;">遊漁料（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">あ ゆ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止）</td> <td style="text-align: center;">1日 1,600円 (700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年 6,000円 (700円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">う ぐ い い わ な や ま め</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">竿釣</td> <td style="text-align: center;">1日 1,000円 (700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年 3,000円 (700円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 遊漁料の欄の（ ）書き内の額は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの加算額。</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 大川漁業協同組合 村上市温出472-28</p> <p>(2) <u>組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）</u></p> <p>（遊漁承認証に関する事項）</p> <p>第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 <u>オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第3号によるものとする。</u></p> <p>3 <u>遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</u></p> <p>（遊漁に際し守るべき事項）</p>	魚種	漁具・漁法	遊漁料（税込）	あ ゆ	竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止）	1日 1,600円 (700円)	1年 6,000円 (700円)	う ぐ い い わ な や ま め	竿釣	1日 1,000円 (700円)	1年 3,000円 (700円)	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>（遊漁料の額及び納付方法）</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児又は小中学校生徒のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">魚種</th> <th style="width: 35%;">漁具・漁法</th> <th style="width: 50%;">遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">あ ゆ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止）</td> <td style="text-align: center;">1日 1,600円 (700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年 6,000円 (700円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">う ぐ い い わ な や ま め</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">竿釣</td> <td style="text-align: center;">1日 1,000円 (700円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1年 3,000円 (700円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 遊漁料の欄の（ ）書き内の額は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの加算額。</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <p>(1) 大川漁業協同組合 村上市温出472-28</p> <p>（遊漁承認証に関する事項）</p> <p>第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>（遊漁に際し守るべき事項）</p>	魚種	漁具・漁法	遊漁料	あ ゆ	竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止）	1日 1,600円 (700円)	1年 6,000円 (700円)	う ぐ い い わ な や ま め	竿釣	1日 1,000円 (700円)	1年 3,000円 (700円)
魚種	漁具・漁法	遊漁料（税込）																					
あ ゆ	竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止）	1日 1,600円 (700円)																					
		1年 6,000円 (700円)																					
う ぐ い い わ な や ま め	竿釣	1日 1,000円 (700円)																					
		1年 3,000円 (700円)																					
魚種	漁具・漁法	遊漁料																					
あ ゆ	竿釣（ただし、あゆの餌釣りは禁止）	1日 1,600円 (700円)																					
		1年 6,000円 (700円)																					
う ぐ い い わ な や ま め	竿釣	1日 1,000円 (700円)																					
		1年 3,000円 (700円)																					

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第10条 ～第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

第10条 ～第11条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号

信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号

佐潟及び上佐潟	内共第11号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651

刈谷田川漁業協同組合 魚沼漁業協同組合 中魚沼漁業協同組合 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 関川水系漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35 魚沼市佐梨1105-16 十日町市干溝1508 柏崎市石曾根798-2 妙高市美守2-1-38 1 F
桑取川漁業協同組合 能生内水面漁業協同組合 糸魚川内水面漁業協同組合	上越市有間川667 糸魚川市大字能生801 糸魚川市大字須沢中脇 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659

その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第4号のとおりとする。

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

別記様式第3号

	〇〇〇大川漁業協同組合 大川漁協 遊漁承認証
	〇〇〇券 〇〇〇 竿釣 有効期限 〇〇〇〇年 〇〇月〇〇日
■ご購入遊漁券情報	
ご注文番号	〇〇〇
商品コード	〇〇〇
商品名	大川漁協 遊漁承認証 〇〇〇券 〇〇〇 竿釣
有効期限	〇/〇/〇~〇/〇/〇
金額	¥〇〇〇
■ご購入者様情報 〇〇〇様	
郵便番号	〇〇〇-〇〇〇〇
住所	〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇
メールアドレス	〇〇〇@〇〇〇
無断複製を固く禁じます。	

刈谷田川漁業協同組合 魚沼漁業協同組合 中魚沼漁業協同組合 柏崎刈羽内水面漁業協同組合 関川水系漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35 魚沼市佐梨1105-16 十日町市干溝1508 柏崎市番神1-7-40 上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合 能生内水面漁業協同組合 糸魚川内水面漁業協同組合 国府川漁業協同組合 羽茂川内水面漁業協同組合	上越市有間川 661 糸魚川市大字能生 3133 糸魚川市大字須沢 2426 佐渡市飯持 40 佐渡市羽茂本郷 659

その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第1号 (略)

別記様式第2号 (略)

別記様式第4号

県内共通遊漁承認証

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 _____ 至 _____			
魚 種 いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな			
遊漁料 漁具漁法 竿 釣			
遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川 (内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで) 及び
只見川 (内共第14号只見ダム及び大鳥ダム) で遊漁はできません。
- 5 遊漁上制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 _____ 至 _____			
魚 種 こい・ふな			
遊漁料 漁具漁法 竿 釣			
遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ この券はこい・ふなに限ります。 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

別記様式第3号

県内共通遊漁承認証

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H_____ 至 H_____			
魚 種 いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな			
遊漁料 漁具漁法 竿 釣			
遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
12,000円 (税抜)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
(1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
(2) 関川 (内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで) 及び
只見川 (内共第14号只見ダム及び大鳥ダム) で遊漁はできません。
- 5 遊漁上制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H_____ 至 H_____			
魚 種 こい・ふな			
遊漁料 漁具漁法 竿 釣			
遊漁区域 県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)			
5,500円 (税抜)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ この券はこい・ふなに限ります。 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏	裏
注 意 事 項	注 意 事 項
1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証ではアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 本証は原則として再発行しません。	1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 (1) 本証ではアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
(用紙：黄色)	(用紙：黄色)

4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1307号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
五十嵐川漁業協同組合(三条市高岡651)
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分(以下「変更部分」という。)を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変 更 後		変 更 前	
(遊漁期間等) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間及び区域で行わなければならない。		(遊漁期間等) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間及び区域で行わなければならない。	
魚 種	期 間 ・ 区 域	魚 種	期 間 ・ 区 域
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。 ただし、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。	あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で、組合が公表する期間。 友釣りは7月1日午前6時から11月30日まで、ゴロ掛けは9月10日午前6時から11月30日までとする。 ただし、渡瀬橋より上流の区域は10月1日から10月7日まで、渡瀬橋より下流の区域は10月1日から10月14日までを禁漁とする。
うぐい	1月1日から12月31日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで	こい	1月1日から12月31日まで
かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。	かじか	1月1日から12月31日までの期間内で、4月11日から4月20日までを除く。
やまめ	3月1日から9月30日まで	やまめ	3月1日から9月30日まで
いわな	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで

<p>にじます</p> <p>1月1日から12月31日まで 守門川と五十嵐川の合流地点から信濃川と五十嵐川の合流地点までの五十嵐川本流のみ</p> <p>2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店並びに遊漁承認証販売店に掲示して公表するものとする。</p> <p>4 変更後の遊漁規則の施行の日 新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日</p>	<p>にじます</p> <p>3月1日から9月30日まで 守門川と五十嵐川の合流地点より信濃川合流地点まで(守門川及び各支流は除く)</p> <p>2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店並びに遊漁承認証販売店に掲示して公表するものとする。</p>
--	---

◎新潟県告示第1308号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
信濃川漁業協同組合（新潟市江南区平賀字酒座川原967）
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前																																																																
<p>（県内共通遊漁の承認に関する事項）</p> <p>第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</p> <p>表ア</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>漁場の区域</th> <th>漁業権番号</th> <th>漁場の区域</th> <th>漁業権番号</th> </tr> <tr> <td>大川</td> <td>内共第1号</td> <td>北ノ又川、恋ノ岐沢</td> <td>内共第13号</td> </tr> <tr> <td>勝木川</td> <td>内共第2号</td> <td>鯖石川</td> <td>内共第15号</td> </tr> <tr> <td>三面川</td> <td>内共第3号</td> <td>鶴川</td> <td>内共第16号</td> </tr> <tr> <td>荒川</td> <td>内共第4号</td> <td>関川及び保倉川</td> <td>内共第17号</td> </tr> <tr> <td>胎内川</td> <td>内共第5号</td> <td>桑取川</td> <td>内共第19号</td> </tr> <tr> <td>加治川</td> <td>内共第6号</td> <td>能生川</td> <td>内共第20号</td> </tr> <tr> <td>新井郷川分</td> <td>内共第7号</td> <td>早川</td> <td>内共第21号</td> </tr> </table>	漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号	大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号	勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号	三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号	荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号	胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号	加治川	内共第6号	能生川	内共第20号	新井郷川分	内共第7号	早川	内共第21号	<p>（県内共通遊漁の承認に関する事項）</p> <p>第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。</p> <p>表ア</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>漁場の区域</th> <th>漁業権番号</th> <th>漁場の区域</th> <th>漁業権番号</th> </tr> <tr> <td>大川</td> <td>内共第1号</td> <td>北ノ又川、恋ノ岐沢</td> <td>内共第13号</td> </tr> <tr> <td>勝木川</td> <td>内共第2号</td> <td>鯖石川</td> <td>内共第15号</td> </tr> <tr> <td>三面川</td> <td>内共第3号</td> <td>鶴川</td> <td>内共第16号</td> </tr> <tr> <td>荒川</td> <td>内共第4号</td> <td>関川及び保倉川</td> <td>内共第17号</td> </tr> <tr> <td>胎内川</td> <td>内共第5号</td> <td>桑取川</td> <td>内共第19号</td> </tr> <tr> <td>加治川</td> <td>内共第6号</td> <td>能生川</td> <td>内共第20号</td> </tr> <tr> <td>新井郷川分</td> <td>内共第7号</td> <td>早川</td> <td>内共第21号</td> </tr> </table>	漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号	大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号	勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号	三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号	荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号	胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号	加治川	内共第6号	能生川	内共第20号	新井郷川分	内共第7号	早川	内共第21号
漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号																																																														
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号																																																														
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号																																																														
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号																																																														
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号																																																														
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号																																																														
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号																																																														
新井郷川分	内共第7号	早川	内共第21号																																																														
漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号																																																														
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号																																																														
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号																																																														
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号																																																														
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号																																																														
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号																																																														
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号																																																														
新井郷川分	内共第7号	早川	内共第21号																																																														

水路、新井郷川及び福島潟		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6

水路、新井郷川及び福島潟		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具 漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町両郷乙555

鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1 F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第3号

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟 949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚 4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原 967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷 1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡 651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨 1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神 1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田 4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持 40
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおりとする。

別記様式第3号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・かじか・うなぎ・こい・ふな	
12,000 円 (税抜)	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	

承認期間 自 ~ 至

遊漁料 魚種 こい・ふな
 漁具漁法 竿釣
 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3
 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

表

平成 年度 遊漁承認証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
	生年月日	大・昭・平 年 月 日	

承認期間 自 H ~ 至 H

遊漁料 魚種 こい・ふな
 5,500円 漁具漁法 竿釣
 (税抜) 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発行者 新潟市中央区南万代町13-3
 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊞
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注意事項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第18号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第14号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

◎新潟県告示第1309号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、公有水面の埋立ての竣功を次のとおり認可した。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 竣功認可年月日
令和4年12月7日
- 2 竣功認可を受けた者の名称及び住所
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 埋立区域

(1) 位置

新潟県糸魚川市大字筒石潜岩2838番地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑤の地点とを結ぶ平成31年の春分の満潮位(D. L. +0.51m)における公有水面と第1物揚場及び第1船揚場との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 糸魚川市大字筒石の国土地理院四等三角点(北緯37度08分05.96秒, 東経138度03分05.93秒)から 134度57分37秒, 168.15mの地点
- ②の地点 ①の地点から 197度53分57秒 10.00mの地点
- ③の地点 ②の地点から 182度30分04秒 40.00mの地点
- ④の地点 ③の地点から 92度30分25秒 15.03mの地点
- ⑤の地点 ④の地点から 2度40分02秒 49.33mの地点

(3) 面積

734.74平方メートル

4 埋立ての免許の年月日及び番号

令和2年7月13日

新潟県漁第174号

5 法22条第3項の市町村(閲覧場所)

糸魚川市

◎新潟県告示第1310号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、岩船郡関川村の関川村土地改良区の定款の変更を令和4年12月13日認可した。

令和4年12月27日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第1311号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、村上市の三面川沿岸土地改良区の定款の変更を令和4年12月15日認可した。

令和4年12月27日

新潟県村上地域振興局長

◎新潟県告示第1312号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
妙高市大字樽本字由ヶ坪甲568番2から	新	5.2～20.6メートル	33.7メートル
同市大字樽本字由ヶ坪甲565番2まで	旧	4.0～9.4メートル	33.7メートル

◎新潟県告示第1313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 飯山斑尾新井線
- 2 供用開始の区間
妙高市大字樽本字由ヶ坪甲568番2から同市大字樽本字由ヶ坪甲565番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年12月27日

◎新潟県告示第1314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
奥只見レクリエーション都市公園
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称
新潟市中央区神道寺2丁目2番10号
むつみグループ
構成員：グリーン産業株式会社
株式会社高野造園土木
株式会社E s s a
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 指定年月日
令和4年12月26日

◎新潟県告示第1315号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年12月27日

新潟県三条地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
令和4年12月13日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
西蒲原郡弥彦村大字弥彦字スワノ木1143番4の内、1143番13	4.50	38.92

◎新潟県告示第1316号

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分(昭和60年4月新潟県告示第1334号)の一部を次のとおり改正し、令和5年1月4日から実施する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
4 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行に限る。) (1) (略) (2) 取り扱う収納の事務の範囲 ア (略) イ 自動車保管場所証明申請手数料(車庫証明)及び保管場所標章交付手数料の収納の事務(マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。) ウ (略)	4 新潟県収納代理金融機関(株式会社ゆうちょ銀行に限る。) (1) (略) (2) 取り扱う収納の事務の範囲 ア (略) イ <u>自動車税の種別割(新規登録時)、自動車税の環境性能割</u> 、自動車保管場所証明申請手数料(車庫証明)及び保管場所標章交付手数料の収納の事務(マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。) ウ (略)

公 告

決算の公表について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、令和3年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び令和3年度新潟県債管理特別会計ほか12特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和4年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 令和3年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

令和3年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県税	272,163,000,000	272,742,060,187	579,060,187
第1項 県民税	66,180,000,000	66,480,479,742	300,479,742
第2項 事業税	64,556,000,000	64,814,370,712	258,370,712
第3項 地方消費税	74,070,000,000	74,070,096,443	96,443
第4項 不動産取得税	4,489,000,000	4,500,342,374	11,342,374
第5項 県たばこ税	2,369,000,000	2,368,933,377	△ 66,623
第6項 ゴルフ場利用税	485,000,000	484,721,950	△ 278,050
第7項 軽油引取税	22,814,000,000	22,812,594,938	△ 1,405,062
第8項 自動車税	32,276,000,000	32,286,876,152	10,876,152
第9項 鉱区税	32,000,000	31,592,300	△ 407,700
第10項 狩猟税	12,000,000	11,949,400	△ 50,600
第11項 核燃料税	4,713,000,000	4,712,634,400	△ 365,600
第12項 産業廃棄物税	157,000,000	157,499,977	499,977
第13項 旧法による税	10,000,000	9,968,422	△ 31,578
第2款 地方消費税清算金	109,119,000,000	109,118,592,362	△ 407,638
第1項 地方消費税清算金	109,119,000,000	109,118,592,362	△ 407,638
第3款 地方譲与税	40,435,788,000	40,435,788,015	15
第1項 特別法人事業譲与税	36,138,058,000	36,138,058,000	
第2項 地方揮発油譲与税	3,827,190,000	3,827,190,000	
第3項 石油ガス譲与税	150,196,000	150,196,000	
第4項 自動車重量譲与税	212,088,000	212,088,000	
第5項 森林環境譲与税	105,965,000	105,965,000	
第6項 航空機燃料譲与税	2,291,000	2,291,000	
第7項 地方道路譲与税		15	15
第4款 地方特例交付金	1,189,493,000	1,189,493,000	
第1項 地方特例交付金	1,189,493,000	1,189,493,000	
第5款 地方交付税	275,995,673,000	275,995,673,000	
第1項 地方交付税	275,995,673,000	275,995,673,000	
第6款 交通安全対策特別交付金	413,355,000	413,355,000	
第1項 交通安全対策特別交付金	413,355,000	413,355,000	
第7款 分担金及び負担金	10,056,771,000	6,264,902,872	△ 3,791,868,128
第1項 分担金	3,260,371,000	2,057,851,970	△ 1,202,519,030
第2項 負担金	6,796,400,000	4,207,050,902	△ 2,589,349,098
第8款 使用料及び手数料	13,895,652,000	14,242,211,677	346,559,677
第1項 使用料	10,266,781,000	10,683,378,623	416,597,623
第2項 手数料	3,628,871,000	3,558,833,054	△ 70,037,946
第9款 国庫支出金	324,087,050,000	230,773,788,902	△ 93,313,261,098
第1項 国庫負担金	31,193,124,000	29,080,505,585	△ 2,112,618,415
第2項 国庫補助金	289,985,614,000	199,017,408,706	△ 90,968,205,294
第3項 委託金	2,908,312,000	2,675,874,611	△ 232,437,389
第10款 財産収入	3,571,468,000	3,532,162,486	△ 39,305,514
第1項 財産運用収入	786,100,000	772,476,956	△ 13,623,044
第2項 財産売却収入	2,785,368,000	2,759,685,530	△ 25,682,470
第11款 寄附金	729,222,000	738,488,328	9,266,328
第1項 寄附金	729,222,000	738,488,328	9,266,328
第12款 繰入金	19,296,285,000	18,589,787,206	△ 706,497,794
第1項 特別会計繰入金	3,589,290,000	3,585,708,140	△ 3,581,860
第2項 基金繰入金	15,706,995,000	15,004,079,066	△ 702,915,934
第13款 諸収入	189,197,546,000	187,322,133,829	△ 1,875,412,171
第1項 延滞金加算金及び過料等	186,731,000	196,656,938	9,925,938
第2項 利子収入	7,846,000	7,847,001	1,001
第3項 公営企業貸付金収入	15,509,967,000	14,809,967,000	△ 700,000,000
第4項 貸付金収入	158,299,577,000	158,235,208,249	△ 64,368,751
第5項 受託事業収入	5,876,442,000	3,837,140,383	△ 2,039,301,617
第6項 収益事業収入	2,516,451,000	3,376,316,422	859,865,422
第7項 利子割精算金収入			
第8項 雑入	6,800,532,000	6,858,997,836	58,465,836
第14款 県債	295,654,000,000	251,339,000,000	△ 44,315,000,000
第1項 県債	295,654,000,000	251,339,000,000	△ 44,315,000,000
第15款 繰越金	16,918,514,000	16,848,502,271	△ 70,011,729
第1項 繰越金	16,918,514,000	16,848,502,271	△ 70,011,729
歳入合計	1,572,722,817,000	1,429,545,939,135	△ 143,176,877,865

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 議会費	1,288,961,000	1,275,048,898		13,912,102
第1項 議会費	1,288,961,000	1,275,048,898		13,912,102
第2款 総務費	73,153,410,000	71,249,009,379	1,225,803,000	678,597,621
第1項 政策費	8,667,557,000	7,520,154,152	847,945,000	299,457,848
第2項 総務管理費	54,129,489,000	53,514,460,562	377,858,000	237,170,438
第3項 統計調査費	537,065,000	500,372,761		36,692,239
第4項 徴稅費	7,105,417,000	7,064,586,105		40,830,895
第5項 市町村振興費	1,002,163,000	998,274,419		3,888,581
第6項 選挙費	1,332,169,000	1,274,423,798		57,745,202
第7項 人事委員会費	138,197,000	136,150,566		2,046,434
第8項 監査委員費	241,353,000	240,587,016		765,984
第3款 県民生活・環境費	10,800,918,000	8,933,015,295	1,213,281,000	654,621,705
第1項 県民生活管理費	5,073,492,430	4,593,275,344	72,406,000	407,811,086
第2項 防災費	4,017,075,000	2,799,648,676	1,069,741,000	147,685,324
第3項 環境企画費	705,709,388	612,508,170	71,134,000	22,067,218
第4項 環境対策費	300,450,736	268,562,750		31,887,986
第5項 廃棄物対策費	704,190,446	659,020,355		45,170,091
第4款 福祉保健費	222,402,710,000	208,070,249,450	8,057,952,000	6,274,508,550
第1項 福祉保健費	25,539,607,543	25,125,219,414	26,606,000	387,782,129
第2項 国保・福祉指導費	44,223,691,000	44,220,614,401		3,076,599
第3項 地域医療政策費	10,103,310,494	9,838,465,406	80,467,000	184,378,088
第4項 医師・看護職員確保対策費	1,769,809,181	1,590,144,960	100,000,000	79,664,221
第5項 高齢福祉保健費	40,876,579,000	40,411,835,725	353,766,000	110,977,275
第6項 健康対策費	5,118,327,325	4,797,556,187	164,080,000	156,691,138
第7項 生活衛生費	4,029,954,000	3,851,169,885	132,591,000	46,193,115
第8項 障害福祉費	22,420,039,457	21,757,730,496	573,249,000	89,059,961
第9項 子ども家庭費	22,490,630,000	22,299,108,103	33,010,000	158,511,897
第10項 感染症対策費	45,830,762,000	34,178,404,873	6,594,183,000	5,058,174,127
第5款 労働費	2,454,101,000	2,151,011,551		303,089,449
第1項 労働委員会費	123,372,000	121,211,536		2,160,464
第2項 しごと定住促進費	609,766,762	514,474,954		95,291,808
第3項 職業能力開発費	1,720,962,238	1,515,325,061		205,637,177
第6款 産業費	237,551,875,000	203,691,082,832	30,343,117,000	3,517,675,168
第1項 産業政策費	24,387,122,000	11,745,904,072	12,350,268,000	290,949,928
第2項 地域産業振興費	171,936,168,012	168,481,188,697	2,415,308,000	1,039,671,315
第3項 創業・イノベーション推進費	2,722,388,276	2,327,420,154	199,664,000	195,304,122
第4項 産業立地費	13,551,885,712	11,495,034,852	100,599,000	1,956,251,860
第5項 観光費	24,954,311,000	9,641,535,057	15,277,278,000	35,497,943
第7款 農林水産業費	125,950,255,000	85,256,271,902	39,262,692,000	1,431,291,098
第1項 農業総務費	3,243,417,000	3,148,774,023	23,260,000	71,382,977
第2項 地域農政推進費	6,931,212,000	5,674,012,118	743,238,000	513,961,882
第3項 農産園芸費	2,656,964,000	1,699,981,355	491,635,000	465,347,645
第4項 経営普及費	3,275,594,000	3,209,747,156	15,000,000	50,846,844
第5項 食品・流通費	511,563,000	475,765,995		35,797,005
第6項 畜産業費	1,029,156,000	994,156,663	2,505,000	32,494,337
第7項 水産業費	4,399,457,000	3,218,276,050	1,054,400,000	126,780,950
第8項 林業費	18,483,001,000	13,501,380,276	4,901,497,000	80,123,724
第9項 農地管理費	5,927,556,000	5,380,764,404	529,885,000	16,906,596
第10項 農地基盤整備費	78,291,032,000	47,027,567,184	31,230,528,000	32,936,816
第11項 農地計画費	1,201,303,000	925,846,678	270,744,000	4,712,322
第8款 土木費	215,471,191,000	155,468,414,442	59,030,807,000	971,969,558
第1項 土木管理費	11,814,986,000	11,049,770,880	559,161,000	206,054,120
第2項 道路橋りょう費	102,160,169,000	72,017,162,713	29,949,346,000	193,660,287
第3項 河川海岸費	45,089,122,000	31,020,257,726	13,965,121,000	103,743,274
第4項 砂防費	17,561,790,000	10,835,727,528	6,706,159,000	19,903,472
第5項 都市計画費	10,890,270,000	7,559,897,827	3,235,243,000	95,129,173
第6項 建築費	11,091,860,000	9,032,297,917	2,041,401,000	18,161,083
第7項 交通政策費	4,049,422,000	3,974,834,284	28,674,000	45,913,716
第8項 港湾振興費	574,216,000	517,232,361		56,983,639
第9項 港湾費	11,023,814,000	8,328,666,022	2,500,066,000	195,081,978
第10項 空港費	1,215,542,000	1,132,567,184	45,636,000	37,338,816
第9款 警察費	50,557,716,000	49,611,663,666	645,070,000	300,982,334
第1項 警察管理費	46,316,800,000	45,868,694,928	221,201,000	226,904,072
第2項 警察行政費	4,240,916,000	3,742,968,738	423,869,000	74,078,262

第10款 教育費	176,477,820,000	172,550,542,145	2,652,572,000	1,274,705,855
第1項 教育総務費	8,888,485,000	8,613,013,334	18,915,000	256,556,666
第2項 小中学校費	81,224,071,000	81,167,330,009	5,850,000	50,890,991
第3項 高等学校費	49,895,576,000	47,673,927,511	1,688,635,000	533,013,489
第4項 特別支援学校費	20,566,089,000	19,589,688,292	924,748,000	51,652,708
第5項 生徒指導費	384,615,000	344,344,426		40,270,574
第6項 生涯学習推進費	319,065,000	301,966,918		17,098,082
第7項 文化行政費	565,467,000	537,968,768	8,838,000	18,660,232
第8項 保健体育費	497,973,000	384,315,748		113,657,252
第9項 私学教育振興費	11,035,090,000	10,839,001,732	5,586,000	190,502,268
第10項 大学費	3,101,389,000	3,098,985,407		2,403,593
第11款 災害復旧費	8,761,196,000	6,171,845,801	1,974,136,000	615,214,199
第1項 農林水産施設災害復旧費	2,939,852,000	2,124,042,195	808,930,000	6,879,805
第2項 土木施設災害復旧費	5,817,500,000	4,043,959,606	1,165,206,000	608,334,394
第3項 教育施設災害復旧費	3,844,000	3,844,000		
第12款 県債費	282,439,787,000	282,439,737,692		49,308
第1項 県債費	282,439,787,000	282,439,737,692		49,308
第13款 諸支出金	165,361,518,000	164,497,696,727		863,821,273
第1項 公営企業貸付金	15,509,967,000	14,809,967,000		700,000,000
第2項 雑支出	8,321,645,000	8,161,444,576		160,200,424
第3項 地方消費税清算金	71,722,625,000	71,722,624,362		638
第4項 利子割交付金	191,030,000	191,030,000		
第5項 配当割交付金	1,580,040,000	1,580,040,000		
第6項 株式等譲渡所得割交付金	1,671,603,000	1,671,603,000		
第7項 分離課税所得割交付金	113,253,000	109,638,000		3,615,000
第8項 法人事業税交付金	4,609,170,000	4,609,170,000		
第9項 地方消費税交付金	55,226,546,000	55,226,546,000		
第10項 ゴルフ場利用税交付金	356,064,000	356,063,391		609
第11項 環境性能割交付金	833,557,000	833,553,837		3,163
第12項 軽油引取税交付金	5,226,017,000	5,226,016,561		439
第13項 利子割精算金	1,000			1,000
第14款 予備費	51,359,000			51,359,000
第1項 予備費	51,359,000			51,359,000
歳出合計	1,572,722,817,000	1,411,365,589,780	144,405,430,000	16,951,797,220

歳入歳出差引残額

18,180,349,355円

令和3年度新潟県債管理特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県債費収入	195,157,487,000	195,157,486,429	△ 571
第1項 繰入金	195,157,487,000	195,157,486,429	△ 571
歳入合計	195,157,487,000	195,157,486,429	△ 571

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県債費	195,157,487,000	195,157,486,429		571
第1項 県債費	195,157,487,000	195,157,486,429		571
歳出合計	195,157,487,000	195,157,486,429		571

歳入歳出差引残額 0円

令和3年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	172,317,000	3,336,915,742	3,164,598,742
第1項 諸収入	86,945,000	932,604,624	845,659,624
第2項 繰越金	85,372,000	2,404,311,118	2,318,939,118
歳入合計	172,317,000	3,336,915,742	3,164,598,742

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 地域づくり資金貸付事業費	172,317,000	159,830,180		12,486,820
第1項 貸付事業費	85,372,000	72,885,736		12,486,264
第2項 貸付債権活用事業費	86,945,000	86,944,444		556
歳出合計	172,317,000	159,830,180		12,486,820

歳入歳出差引残額 3,177,085,562円

令和3年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 災害救助事業収入	770,667,000	770,634,793	△ 32,207
第1項 国庫支出金	208,999,000	208,998,581	△ 419
第2項 財産収入	76,000	75,432	△ 568
第3項 繰入金	320,554,000	320,524,071	△ 29,929
第4項 諸収入	2,304,000	2,303,838	△ 162
第5項 県債	86,000,000	86,000,000	
第6項 分担金及び負担金	18,204,000	18,203,336	△ 664
第7項 繰越金	134,430,000	134,429,535	△ 465
第8項 寄附金	100,000	100,000	
歳入合計	770,667,000	770,634,793	△ 32,207

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 災害救助事業費	770,667,000	703,239,258		67,427,742
第1項 災害救助費	424,101,000	356,676,524		67,424,476
第2項 基金積立金	76,000	75,432		568
第3項 県債費	131,696,000	131,693,302		2,698
第4項 繰出金	214,794,000	214,794,000		
歳出合計	770,667,000	703,239,258		67,427,742

歳入歳出差引残額 67,395,535円

令和3年度新潟県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 国民健康保険事業収入	195,748,676,000	202,819,566,736	7,070,890,736
第1項 分担金及び負担金	51,278,528,000	51,278,528,991	991
第2項 国庫支出金	49,573,993,000	51,387,291,884	1,813,298,884
第3項 財産収入	260,000	259,792	△ 208
第4項 繰入金	10,637,299,000	10,637,299,000	
第5項 諸収入	80,533,852,000	81,191,135,094	657,283,094
第6項 繰越金	3,724,744,000	8,325,051,975	4,600,307,975
歳入合計	195,748,676,000	202,819,566,736	7,070,890,736

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 国民健康保険事業費	195,748,676,000	193,127,056,347		2,621,619,653
第1項 総務費	5,433,000	5,128,773		304,227
第2項 事業費	192,279,505,000	189,658,202,490		2,621,302,510
第3項 基金積立金	260,000	259,792		208
第4項 諸支出金	3,463,478,000	3,463,465,292		12,708
歳出合計	195,748,676,000	193,127,056,347		2,621,619,653

歳入歳出差引残額 9,692,510,389円

令和3年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	351,583,000	497,473,925	145,890,925
第1項 繰入金	4,083,000	4,083,000	
第2項 諸収入	238,016,000	307,468,821	69,452,821
第3項 繰越金	109,484,000	185,922,104	76,438,104
歳入合計	351,583,000	497,473,925	145,890,925

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	351,583,000	184,822,036		166,760,964
第1項 貸付事業費	351,583,000	184,822,036		166,760,964
歳出合計	351,583,000	184,822,036		166,760,964

歳入歳出差引残額 312,651,889円

令和3年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	7,885,000	7,873,084	△ 11,916
第1項 財産収入	27,000	26,084	△ 916
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	7,847,000	7,847,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	7,885,000	7,873,084	△ 11,916

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 心身障害児者総合施設事業費	7,885,000	7,873,084		11,916
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	7,874,000	7,873,084		916
歳出合計	7,885,000	7,873,084		11,916

歳入歳出差引残額 0円

令和3年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	437,894,000	640,580,710	202,686,710
第1項 繰入金	6,407,000	6,407,000	
第2項 諸収入	320,177,000	324,564,394	4,387,394
第3項 県債	30,000,000	18,656,000	△ 11,344,000
第4項 繰越金	81,310,000	290,953,316	209,643,316
歳入合計	437,894,000	640,580,710	202,686,710

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	437,894,000	394,741,811		43,152,189
第1項 貸付事業費	96,917,000	66,938,615		29,978,385
第2項 県債費	214,355,000	204,761,929		9,593,071
第3項 繰出金	126,622,000	123,041,267		3,580,733
歳出合計	437,894,000	394,741,811		43,152,189

歳入歳出差引残額 245,838,899円

令和3年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業収入	61,179,000	503,679,521	442,500,521
第1項 諸収入	70,000	13,320,000	13,250,000
第2項 繰越金	61,109,000	490,359,521	429,250,521
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	128,871,000	104,490,068	△ 24,380,932
第1項 諸収入	71,000,000	56,000,000	△ 15,000,000
第2項 県債	43,000,000	28,000,000	△ 15,000,000
第3項 繰越金	14,871,000	20,490,068	5,619,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
歳入合計	192,150,000	626,169,589	434,019,589

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 林業改善資金貸付事業費	61,129,000	111,094		61,017,906
第1項 貸付事業費	61,129,000	111,094		61,017,906
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	114,000,000	84,000,000		30,000,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	56,000,000		30,000,000
第2項 県債費	28,000,000	28,000,000		
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
歳出合計	192,150,000	84,111,094		108,038,906

歳入歳出差引残額 542,058,495円

令和3年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	60,812,000	334,871,497	274,059,497
第1項 繰入金			
第2項 諸収入	61,000	7,523,000	7,462,000
第3項 繰越金	60,751,000	327,348,497	266,597,497
歳入合計	60,812,000	334,871,497	274,059,497

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	60,762,000	41,376		60,720,624
第1項 貸付事業費	60,762,000	41,376		60,720,624
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
歳出合計	60,812,000	41,376		60,770,624

歳入歳出差引残額 334,830,121円

令和3年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 県有林事業収入	179,333,000	147,596,085	△ 31,736,915
第1項 国庫支出金	68,674,000	30,781,294	△ 37,892,706
第2項 財産収入	23,860,000	25,213,878	1,353,878
第3項 繰入金	81,810,000	81,810,000	
第4項 県債			
第5項 繰越金	4,621,000	9,422,813	4,801,813
第6項 諸収入	368,000	368,100	100
歳入合計	179,333,000	147,596,085	△ 31,736,915

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 県有林事業費	178,333,000	128,659,313	47,212,000	2,461,687
第1項 事業費	96,523,000	46,849,727	47,212,000	2,461,273
第2項 県債費	57,810,000	57,809,586		414
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
歳出合計	179,333,000	128,659,313	47,212,000	3,461,687

歳入歳出差引残額 18,936,772円

令和3年度新潟県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 用地先行取得事業収入	305,069,000	305,068,244	△ 756
第1項 財産収入	305,000,000	305,000,000	
第2項 繰越金	69,000	68,244	△ 756
歳入合計	305,069,000	305,068,244	△ 756

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 用地先行取得事業費	305,000,000	305,000,000		
第1項 県債費	305,000,000	305,000,000		
第2款 予備費	69,000			69,000
第1項 予備費	69,000			69,000
歳出合計	305,069,000	305,000,000		69,000

歳入歳出差引残額 68,244円

令和3年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 都市開発資金事業収入	217,915,000	217,914,789	△ 211
第1項 財産収入	216,000,000	215,999,789	△ 211
第2項 繰入金	1,915,000	1,915,000	
歳入合計	217,915,000	217,914,789	△ 211

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 都市開発資金事業費	217,915,000	217,914,789		211
第1項 事業費	1,915,000	1,915,000		
第2項 繰出金	216,000,000	215,999,789		211
歳出合計	217,915,000	217,914,789		211

歳入歳出差引残額 0円

令和3年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
	円	円	円
第1款 港湾整備事業収入	2,481,639,000	2,393,441,095	△ 88,197,905
第1項 使用料及び手数料	1,118,966,000	1,142,588,461	23,622,461
第2項 国庫支出金		1,250,000	1,250,000
第3項 財産収入	200,841,000	200,842,659	1,659
第4項 繰入金	223,483,000	223,483,000	
第5項 諸収入	1,902,000	2,054,709	152,709
第6項 県債	681,025,000	567,800,000	△ 113,225,000
第7項 繰越金	255,422,000	255,422,266	266
歳入合計	2,481,639,000	2,393,441,095	△ 88,197,905

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
	円	円	円	円
第1款 港湾整備事業費	2,481,486,000	1,930,683,929	295,049,000	255,753,071
第1項 事業費	1,115,055,000	564,264,594	295,049,000	255,741,406
第2項 県債費	1,366,431,000	1,366,419,335		11,665
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
歳出合計	2,481,639,000	1,930,683,929	295,049,000	255,906,071

歳入歳出差引残額

462,757,166円

2 監査委員の審査意見

審査の結果

令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものと認めた。

審査の意見

令和3年度一般会計決算額は、歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増や国補正による普通交付税の追加配分並びに法人事業税や地方消費税等の増による地方税の増加等により、前年度比3.8パーセント増の1兆4,295億4,594万円となり、歳出では、新型コロナウイルス感染症対応経費や財政調整基金への交付税減少対応分の積立の増加等により、前年度比3.7パーセント増の1兆4,113億6,559万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、17億6,249万円の黒字となっている。

実質単年度収支は、前年度の51億2,665万円の赤字から黒字に転じ、その額は197億904万円となっている。

令和3年度は、令和4年度以降に見込まれる交付税の減少に対応するための基金を積み立てる特殊要因があったことから、この影響を除いた実質単年度収支額では、48億9,096万円の赤字となっている。

また、令和3年度における13の特別会計決算額は、県債管理特別会計などの減少により、歳入合計額で前年度比3.0パーセント減の4,072億5,559万円、歳出合計額では前年度比3.7パーセント減の3,924億146万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は89.3パーセントで前年度に比べ5.4ポイント減少し改善した一方、実質公債費比率については17.5パーセントと前年度に比べ0.3ポイント増加し、悪化している。

一般会計県債残高は、2兆4,270億円で前年度比180億円減少している。

臨時財政対策債を除いた県債残高は、1兆7,230億円で前年度比244億円減少している。

財源対策的基金残高は、前年度比193億円増加し516億円となっているが、交付税減少対応分246億円を除くと、53億円減少し270億円となっている。

県が令和4年9月に公表した「中期財政収支見通し(仮試算)」によれば、財源対策的基金は大規模災害時に備えるための230億円を確保しつつ、令和5年度、令和6年度及び令和9年度には、各年度末の基金積戻し50億円を見込んだ上で収支均衡を達成することができるの見通しが示されており、「新潟県行財政改革行動計画」に基づく歳出歳入改革の取組の成果が見えてきたところである。しかしながら、令和13年度をピークに公債費の実負担の増加が見込まれており、中長期的な取組が不断に求められるなど、本県財政は依然として厳しい状況にある。

こうした中、国内経済の動向を見ると、内閣府の月例経済報告によれば、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れや物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるものの、景気は緩やかに持ち直しているとされている。一方、「新潟県の経済動向」によれば、県内経済は、緩やかに持ち直しているものの、一部で厳しい状況にあるとされている。新型コロナウイルス感染症や国際情勢の変化による県内経済への影響は不透明で、県税収入の減少も懸念されるところであり、本県の財政を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあるといえる。

以上のことから、「新潟県行財政改革行動計画」に基づき、歳出歳入改革の取組を着実に進めるとともに、国への積極的かつ効果的な働きかけに一層努められたい。また、事業効果の検証を確実にし、経済性、効率性、有効性にも配慮しながら適切に予算を執行し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等にも留意しつつ、持続可能で安定的な財政運営に努められたい。

また、県民の生命・財産を守り、活力ある新潟県を実現するために、次の事項について十分留意しながら、県民目線に立った行政の運営を進められたい。

- 1 ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応した持続可能で活力のある地域の創出
令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の国内初の感染例が確認され、今なお県内でも感染が続いている。

令和2年度に引き続き、令和3年度も新型コロナウイルス感染症への対応として、入院可能病床数を追加した上で、県において一元的に入院調整を行ったほか、患者の状況に応じた宿泊療養者や自宅療養者の健康観察等を実施した。本県の感染者数が全国的に見て抑制されていることについては、県民の理解や医療機関等の協力のもと、県の役割が的確に果たされているものと評価している。

しかしながら、感染者数の増加により医療提供体制のひっ迫が懸念される状況も見られたことから、新興感染症への対応を含めた地域に必要な医療を持続的に提供できる体制づくりの検討が加速されるよう努められたい。

引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中で、ウィズコロナ・ポストコロナ社会に対応した持続可能で活力のある地域の創出のためには、社会経済活動を維持するとともに活性化させることは重要である。

社会経済活動の維持・活性化にあたっては、経済状況に応じたセーフティネット対策に万全を期した上で、消費喚起・需要拡大に加え、既存のビジネスモデルの変革や新たなビジネスの創出に繋がる産業振興の取組が必要である。

あわせて、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、テレワークやサテライトオフィスなどの導入・定着が進み始めたことにより、社会経済活動、ライフスタイルや働き方に変化が見られ、人や企業の地方分散の流れが生じつつあり、地方移住への関心がさらに高まっている。

こうした流れを確実に呼び込めるよう、人や企業に「選ばれる新潟」への取組を着実に進める必要がある。

加えて、本県には、ものづくり・サービス、農林水産、建設等の幅広い分野における後継者不足や担い手不足への対応、利用者が減少している中での公共交通ネットワークの維持、少子化や多様なニーズに対応した教育環境の整備といった様々な課題もある。

こうした課題に対応するための手段の一つとしてデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組を進めている。デジタル弱者に配慮した上で、市町村や民間企業との幅広い連携のもと、付加価値の高い産業構造への転換、人口減少に起因する課題や条件不利地域の地理的課題等の克服に繋がる取組を積極的に進められたい。

さらに、本県で取り組んでいる脱炭素化の施策を経済活動や社会活動への影響に留意しながら、県内における企業の技術革新や需要拡大に繋げることも重要である。

これらの取組により、本県の人口減少・競争力の低下といった課題の解決が図られ、将来にわたって活力のある地域社会が実現されることを期待したい。

2 県民の命と暮らしを守る防災・減災対策

近年多発する自然災害に対し、令和2年度まで取り組んだ国の3か年緊急対策関連事業に引き続き、令和3年度から国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」関連事業により、河川、砂防、道路などの重要インフラ等の機能維持が図られ、県民にもその効果について理解されてきているところである。

今後も対策が必要な箇所が多数存在するため、5か年加速化対策関連事業の趣旨を踏まえ、災害リスクの低減や老朽化施設対策を継続されたい。あわせて、取組の成果を積極的かつ効果的に発信されたい。

また、地域の守り手として防災・減災や除雪等に対応する建設業許可業者数及び建設業就業者数が減少する中、将来の担い手確保は重要な課題である。このため若年者に対して建設産業の果たしている役割のほか、建設産業が働き方改革やDXの推進、持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けて積極的に取り組んでいる姿などを効果的に伝えるよう取り組まれない。

なお、令和2年度に引き続き令和3年度も新型コロナウイルス感染症対応などにより長時間時間外勤務職員が増加していることから、時間外勤務の上限等について法令を順守するとともに、職員の健康管理に十分配慮されたい。また、教員においても、依然として多忙な現状があるため、その解消に向けて引き続き取り組まれない。

また、「新潟県行財政改革行動計画」において様々な歳出削減策等の取組が進められている中、公用車による自損事故やパソコン損傷等に対する修理費の支出が確認されている。公費で賄う物品の適正な使用に関する注意を改めて徹底されたい。

第五種共同漁業権に基づく令和5年目標増殖量について(公告)

第五種共同漁業権に基づく令和5年目標増殖量を次のとおり定めた。

令和4年12月27日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 藤田 利昭

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第1号	大川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	200kg	大川
		う ぐ い	産卵場造成	90m ²	
		い わ な	放 流	2,500尾	
		や ま め	放 流	2,500尾	
		もくずがに	放 流	20kg	
内共第2号	大川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	130kg	勝木川
		う ぐ い	産卵場造成	90m ²	
		い わ な	放 流	1,950尾	
内共第3号	三面川鮭産漁業協同組合	あ ゆ	放 流	2,220kg	三面川
		こ い	放 流	90kg	
		ふ な	放 流	90kg	
		う ぐ い	産卵場造成	140m ²	
		い わ な	放 流	46,100尾	
		や ま め	放 流	46,100尾	
		さくらます	放 流	547,000尾	
		わかさぎ	人工ふ化放流	9,220千尾	
内共第4号	荒川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	1,520kg	荒川 令和4年かじか 放流不足分 1,200尾を令和 5年に放流。
		こ い	放 流	280kg	
		ふ な	放 流	140kg	
		う ぐ い	産卵場造成	130m ²	
		う な ぎ	放 流	20kg	
		か じ か	産卵場造成	170m ²	
		か じ か	放 流	42,200尾	
		い わ な	放 流	8,400尾	
		や ま め	放 流	13,100尾	
		さくらます	放 流	390,300尾	
内共第5号	胎内川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	160kg	胎内川
		こ い	放 流	30kg	
		ふ な	放 流	10kg	
		う ぐ い	産卵場造成	70m ²	
		か じ か	産卵場造成	70m ²	
		か じ か	放 流	2,100尾	
		に じ ま す	放 流	110kg	
		い わ な	放 流	15,000尾	
		や ま め	放 流	22,600尾	
内共第6号	加治川漁業協同組合	あ ゆ	放 流	420kg	加治川 平成28年さくら ます放流不足分 221,400尾を令 和2年から令和 9年まで27,680 尾ずつ放流。
		こ い	放 流	120kg	
		ふ な	放 流	120kg	
		う ぐ い	産卵場造成	70m ²	
		い わ な	放 流	6,880尾	
		や ま め	放 流	10,320尾	
さくらます	放 流	166,090尾			

内共第7号	福島潟新井郷川漁業協同組合	こい ふな	放流 放流	— 270kg	福島潟ほか KHV発生水域であるため、コイの種苗放流を実施しない。
内共第8号	東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい にじます いわな やまめ かじか もくずがに	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流	850kg — 250kg 20㎡ 200kg 15,930尾 17,360尾 3,080尾 70kg	阿賀野川 KHV発生水域であるため、コイの種苗放流を実施しない。
内共第9号	鳥屋野潟漁業協同組合	こい ふな	放流 放流	— 70kg	鳥屋野潟 KHV発生水域であるため、コイの種苗放流を実施しない。
内共第12号	魚沼漁業協同組合 ほか5漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい うぐい うなぎ かじか かじか にじます いわな やまめ もくずがに	放流 放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流 放流	5,030kg 2,320kg 1,870kg 450㎡ 210千粒 120kg 30㎡ 53,460尾 220kg 155,670尾 134,400尾 80kg	信濃川ほか
内共第13号	魚沼漁業協同組合	こい ふな うぐい わかさぎ にじます いわな やまめ	放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流 放流	110kg 80kg 30㎡ 8,500千粒 500kg 12,600尾 15,100尾	北ノ又川 恋ノ岐沢
内共第14号	魚沼漁業協同組合 ほか1漁業協同組合	こい ふな うぐい わかさぎ いわな やまめ	放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流 放流 放流	110kg 80kg 30㎡ 973千粒 77,600尾 54,360尾	只見川
内共第15号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい	放流 放流 放流 産卵場造成	20kg 10kg 10kg 20㎡	鯖石川
内共第16号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ こい	放流 放流	70kg 10kg	鵜川

		ふな うぐい いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流	10kg 20㎡ 1,600尾 2,500尾	
内共第17号	関川水系漁業協同組合	あゆ こい ふな うぐい にじます いわな やまめ	放流 放流 放流 産卵場造成 放流 放流 放流	110kg 40kg 40kg 30㎡ 140kg 3,000尾 3,000尾	関川
内共第18号	関川水系漁業協同組合 北信漁業協同組合	うぐい にじます いわな やまめ	産卵場造成 放流 放流 放流	30㎡ 30kg 3,000尾 1,000尾	関川上流 (県境部)
内共第19号	桑取川漁業協同組合	あゆ うぐい かじか	放流 産卵場造成 放流	50kg 50㎡ 1,000尾	桑取川
内共第20号	能生内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流	110kg 90㎡ 4,100尾 10,600尾 10,600尾	能生川
内共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	290kg 140㎡ 2,700尾 85kg 9,750尾 9,500尾	早川
内共第22号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	290kg 140㎡ 2,700尾 85kg 9,750尾 9,500尾	海川
内共第23号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい かじか にじます いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流 放流 放流	540kg 180㎡ 2,700尾 140kg 19,360尾 17,270尾	姫川
内共第25号	羽茂川内水面漁業協同組合	あゆ うぐい いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流	100kg 30㎡ 3,880尾 6,400尾	羽茂川
		あこ ふな うぐい うぐい	放流 放流 放流 産卵場造成 人工ふ化放流	12,110kg 3,120kg 3,040kg 1,850㎡ 210千粒	

計	うなぎ	放流	140kg	
	わかさぎ	人工ふ化放流	18,693千粒	
	かじか	産卵場造成	270㎡	
	かじか	放流	114,040尾	
	にじます	放流	1,510kg	
	いわな	放流	403,570尾	
	やまめ	放流	377,560尾	
	さくらます	放流	1,203,390尾	
	もくずがに	放流	260kg	

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第12号	信濃川漁業協同組合	こい	放流	640kg	信濃川
		ふな	放流	330kg	
		もくずがに	放流	80kg	
	加茂川漁業協同組合	あゆ	放流	170kg	加茂川 令和4年かじか 放流不足分190 尾を令和5年に 放流。
		こい	放流	80kg	
		ふな	放流	260kg	
		うぐい	産卵場造成	190㎡	
		いわな	放流	2,200尾	
		やまめ	放流	3,100尾	
		かじか	産卵場造成	30㎡	
	五十嵐川漁業協同組合	かじか	放流	190尾	五十嵐川
		あゆ	放流	190kg	
		こい	放流	10kg	
		うぐい	人工ふ化放流	170千粒	
		かじか	放流	900尾	
		にじます	放流	20kg	
	刈谷田川漁業協同組合	いわな	放流	1,000尾	刈谷田川
		やまめ	放流	1,900尾	
		あゆ	放流	10kg	
		こい	放流	50kg	
		ふな	放流	10kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
	魚沼漁業協同組合	にじます	放流	30kg	魚野川
		いわな	放流	9,000尾	
やまめ		放流	4,500尾		
あゆ		放流	4,440kg		
こい		放流	1,470kg		
ふな		放流	1,210kg		
うぐい		産卵場造成	200㎡		
うなぎ		放流	110kg		
かじか		放流	48,070尾		
にじます	放流	90kg			
中魚沼漁業協同組合	いわな	放流	122,870尾	清津川 令和4年うぐい 人工ふ化放流不 足分40千粒を令 和5年に放流。	
	やまめ	放流	96,000尾		
	あゆ	放流	220kg		
	こい	放流	70kg		
	ふな	放流	60kg		
	うぐい	産卵場造成	10㎡		
	うぐい	人工ふ化放流	40千粒		

		う な ぎ	放 流	10kg	
		か じ か	放 流	4,300尾	
		に じ ま す	放 流	80kg	
		い わ な	放 流	20,600尾	
		や ま め	放 流	28,900尾	
	計	あ ゆ	放 流	5,030kg	
		こ い	放 流	2,320kg	
		ふ な	放 流	1,870kg	
		う ぐ い	産卵場造成	450㎡	
		う ぐ い	人工ふ化放流	210千粒	
		う な ぎ	放 流	120kg	
		か じ か	産卵場造成	30㎡	
		か じ か	放 流	53,460尾	
		に じ ま す	放 流	220kg	
		い わ な	放 流	155,670尾	
	や ま め	放 流	134,400尾		
		もくずがに	放 流	80kg	

内共第14号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第14号	魚沼漁業協同組合	こ い	放 流	110kg	只見川
		ふ な	放 流	80kg	
		う ぐ い	産卵場造成	30㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	973千粒	
		い わ な	放 流	12,600尾	
		や ま め	放 流	12,360尾	
内共第14号	檜枝岐村漁業協同組合	い わ な	放 流	65,000尾	只見川
		や ま め	放 流	42,000尾	
計		こ い	放 流	110kg	
		ふ な	放 流	80kg	
		う ぐ い	産卵場造成	30㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	973千粒	
		い わ な	放 流	77,600尾	
		や ま め	放 流	54,360尾	